

2. 6. 3
1. 1. 7. 10

893

一六七八九ノ四ノ月ニハ夏期年番一日三十日
一退職年番判定
為シテ年勤続ノ者 日給十三日分
△一年以上三年未満 一年番二十日分
△三年以上七年未満 △ 三十日分
△七年以上十年未満 △ 三十日分
十年以上勤続者ニ対シテハ特別年番支給ノコト
其ノ支給額及勤続年數等ニ對シテ先チテ對シテ
社員ノ三割ノ「寒水」若年トラストノ内情ヲ測ルコトヲ與海商會ニカケルコト
争訟在案ノ積立、 具備の方法ハ、執行委員一任
凌波又

(三) 昭和二年五月十九日 日東製氷株式会社 従業員 大 會
此ノ交ノ會社ノ總長ハ若年團體ノ同族親を蹂躪するものト認女海商會ハ抗爭
一五五五及級年

中女製氷株式会社関係状況

一 社長 廣島市古島町

一 取締役 百下丹 社長 宮崎博左衛門

一 監査員 男一〇名 女四〇名

一 労務部長 男七〇名 女五〇名

一 労働協約 廣島及同労働組合(豊田製氷併合準備中)

一 労働組合

日本労働同盟之院、廣島合同労働組合、目的は、山崎
仙波ノ依シ高率社工場ノ権ヲ但海運動ニ熱心勤勞ニ在リ
名ノ其鳴者ノ世ニ在リ

今北側、職工採リ、其ノ職加ラシメ、但令但海運動ニ熱中
セ、爲、五月十九日、同ノ解散ヲ、職工側ハ、之ヲ拒否シ、セ、此
財團